

～健やかにいきいきと 安心して暮らせるまちを目指して～

第9期「東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました

今年度から第9期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」がスタートしました。本計画(令和6年度～8年度)は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう多様な主体が共に支え合うことにより包括的な支援体制の構築を推進すべく、高齢者に対する介護・福祉施策の基本的な考え方と方策を示すものです。これまでの取り組みの成果や課題等を踏まえながら、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。詳細は、地域福祉課(役場行政棟1階)備え付けの計画書や村公式ホームページをご覧ください。



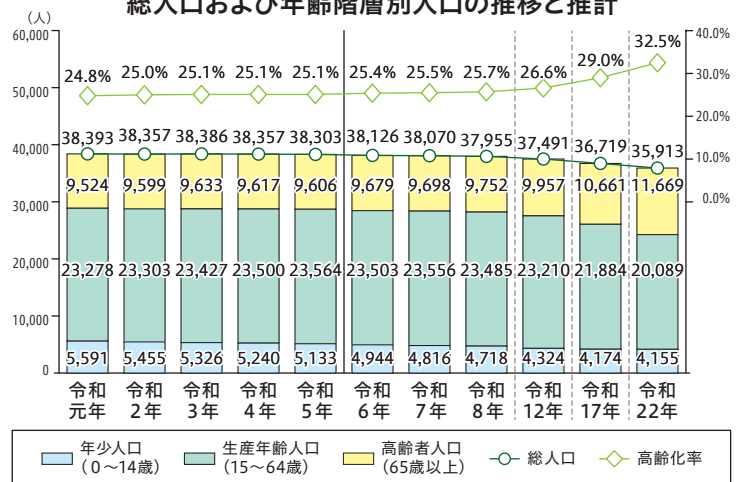
▲詳細はこちら

【問い合わせ】地域福祉課高齢支援担当(☎282-1711 内線1133)、保険課介護保険担当(☎282-1711 内線1163)

計画策定の背景

令和5年10月1日現在、本村の総人口は3万8,303人で高齢化率は25.1パーセントとなっています。近年はほぼ横ばいで推移していますが、1971(昭和46)年から1974(昭和49)年ごろに生まれた団塊ジュニア(第2次ベビーブーム)世代が65歳を迎える令和22年には、総人口が3万5,913人で高齢化率は32.5パーセントになると推計されます。また、要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、今後も介護サービス等への需要が高まることが予測されます。このような状況を見据え、本村の実情に応じた高齢者福祉施策および介護保険事業の推進に努めます。

総人口および年齢階層別人口の推移と推計



資料：令和元年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）
推計値は令和2年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計

第9期計画の内容について

施策目標1

高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるようにする



【主な取り組み】

- 介護予防普及啓発事業
- 専門職による介護予防事業の推進
- 地域支え合い活動団体の支援
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業
- 高齢者クラブ・シルバー人材センターへの支援等

施策目標2

高齢者がたとえ支援や介護が必要になっても、住み慣れた自宅等、希望する場所で安心して暮らせるようにする



【主な取り組み】

- 医療と介護の連携の推進
- 外出支援タクシー利用料金助成事業
- 認知症サポーター養成事業 他

ポイント

施策目標1では、新規事業として「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業」が追加になりました。高齢者に対する個別的支援や、通いの場等への積極的な関与を実施することで、高齢者の生活習慣病等の重症化予防やフレイル対策を一体的に実施します。また、施策目標2では、高齢者の移動手段の確保に向けた方策等のほか、「災害や感染症対策への備え」や「介護人材確保および介護現場の生産性向上の推進」に努める取り組みを、新たに計画に加えました。



認知症サポーター養成講座の様子



地域支え合い活動団体の活動風景

施策目標3 適正なサービスの質と量を確保した持続可能な介護保険事業を運営する

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、東海村高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。下表に示す令和6年度から令和8年度の介護保険料は、今後3年間の村の介護サービス費用を推計し算出したものです。

65歳以上の方の介護保険料(基準額)については、第8期(令和3年度～令和5年度)の保険料と同じ年額6万円としました。ただし、国の介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第13号)の施行に伴い、標準段階数が9段階から13段階になりました。また、第1段階から第3段階の方の介護保険料の軽減が強化されました。※国によって特例措置として定められている介護保険法施行令附則第23条(合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合でも、当該給与所得および公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する特例措置)については、第9期以後は継続されません。

【第1号被保険者の介護保険料額・対象等】

所得段階	対 象	年額保険料(円)
第1段階	▽生活保護を受けている方 ▽世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金(※1)受給者 ▽世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入+その他の合計所得金額(※2)が80万円以下の方	17,100
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	29,100
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入+その他の合計所得金額が120万円を超えている方	41,100
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者を含む)で前年の課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円以下の方	54,000
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者を含む)で、前年の課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円を超えている方	60,000 (基準額)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※3)が120万円未満の方	72,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	78,000
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	90,000
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	102,000
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	114,000
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	126,000
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	138,000
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円を超えている方	144,000

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 その他の合計所得金額…合計所得金額(※3)から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

※3 合計所得金額…税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。